

## 相 談 事 例

ID：04-07-013

相談タイトル

不動産業の廃業に伴う各種対応について

Q：ご相談内容

不動産業を営んでいたが、代表者（主人）が他界したことから不動産業を廃業することとなった。仲介した物件等の管理や更新手続き等について、家主（相談者）が直接行うことは宅建業法上違法になってしまうのか聞きたい。

A：回答

自ら所有する賃貸建物を賃貸借することは、宅地建物取引業には該当しませんので、特に宅建業の免許を得たり、宅建士を置く必要など、宅建業法の適用はされません。ただし、実際の賃貸住宅の管理や更新の手続きには、その知識・能力が必要となりますので、他の不動産業者にお問い合わせすることもお案内するなど、一定の対策を考慮されてはと思います。